○経済産業省告示第百六十四号

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第三条第二項の規定に基づき、平成二十一年一月一日から平成二十一年十二月三十一日までの期間のオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（以下「議定書」という。）附属書ＡのグループⅠ、議定書附属書ＡのグループⅡ、議定書附属書ＢのグループⅠ、議定書附属書ＢのグループⅡ、議定書附属書ＢのグループⅢ、議定書附属書ＣのグループⅠ、議定書附属書ＣのグループⅡ、議定書附属書ＣのグループⅢ及び議定書附属書Ｅのグループに属する物質の生産量及び消費量（議定書に規定する生産量及び消費量の算定値をいう。以下同じ。）並びに輸入量及び輸出量の議定書第一条７に規定する算定値（オゾン破壊係数を乗じた数値）の実績を告示する。

平成二十二年七月十四日

経済産業大臣　直嶋　正行

1　議定書附属書ＡのグループⅠに属する物質
一　生産量　０トン
二　消費量　０トン
三　輸入量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン
四　輸出量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン

2　議定書附属書ＡのグループⅡに属する物質
一　生産量　０トン
二　消費量　０トン
三　輸入量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン
四　輸出量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン

3　議定書附属書ＢのグループⅠに属する物質
一　生産量　０トン
二　消費量　０トン
三　輸入量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン
四　輸出量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン

4　議定書附属書ＢのグループⅡに属する物質
一　生産量　０トン
二　消費量　０トン
三　輸入量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン
四　輸出量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン

5　議定書附属書ＢのグループⅢに属する物質
一　生産量　百九十四トン
二　消費量　０トン
三　輸入量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン
四　輸出量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン

6　議定書附属書ＣのグループⅠに属する物質
一　生産量　四百九十四トン
二　消費量　五百十八トン
三　輸入量の議定書第一条７に規定する算定値　七十四トン
四　輸出量の議定書第一条７に規定する算定値　五十トン

7　議定書附属書ＣのグループⅡに属する物質
一　生産量　０トン
二　消費量　０トン
三　輸入量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン
四　輸出量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン

8　議定書附属書ＣのグループⅢに属する物質
一　生産量　０トン
二　消費量　０トン
三　輸入量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン
四　輸出量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン

9　議定書附属書ＥのグループⅠに属する物質
一　生産量　百六十一トン
二　消費量　百六十七トン
三　輸入量の議定書第一条７に規定する算定値　六トン
四　輸出量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン

○国土交通省告示第七百五十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する神戸国際港都建設事業学園南土地区画整理事業の事業計画の変更（第二回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十二年七月十四日

国土交通大臣　前原　誠司

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構
二　事業施行期間　平成十四年八月十六日から平成二十八年三月三十一日まで
三　施行地区　兵庫県神戸市垂水区多聞町字上ノ畑の全部、字三ツ池の全部、字寺池の一部、字小束山の一部
四　土地区画整理事業の名称　神戸国際港都建設事業学園南土地区画整理事業
五　事務所の所在地　兵庫県神戸市垂水区宮本町一番三十号
六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成十四年八月十六日
七　事業施行期間の変更　平成十四年八月十六日から平成三十年三月三十一日まで
八　事業計画の変更（第二回）の認可の年月日　告示の日と同日

○国土交通省告示第七百五十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年七月十四日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大迫川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十四年建設省告示第八百九十八号で指定した土地の区域を除く。）
大分県中津市本耶馬渓町曽木
字平原
一〇六五番二　一号
一〇六二番　二号
一一七一番　三号
字毛蕨　一一二九番　四号
字京ケ迫　一一一五番　五号
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
ハズヤスミ川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷
大分県竹田市大字君ケ園字ハズヤスミ
一四八六番
一四九一番
一五〇八番から一五一〇番まで
一五一四番
一五二五番から一五二八番まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
大分県竹田市大字君ケ園字ハズヤスミ
一四三六番二　一号
一四六九番　二号
一四七五番　三号
一四七七番　四号
一五一四番　五号
一五一五番　六号
一五二七番　七号
一四九一番　八号
一四六七番　九号
一四六八番　十号
一四四〇番一　十一号から十三号まで